

法務省矯成訓第3379号

矯正管区長
行刑施設の長

被収容者の検視に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

検視に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事施設の長が行う検視に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(検視の実施者)

第3条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第93条第1項（規則第96条及び第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検視は、刑事施設の長が自ら行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所における検視は、支所長に行わせることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、刑事施設の長及び支所長以外の職員（以下「検視職員」という。）に検視を行わせるものとする。

(検視の調査事項)

第4条 検視は、次に掲げる事項について調査することにより行うものとする。

- (1) 死亡場所及びその状況
- (2) 死体の現状、姿勢及び各部位の状況
- (3) 着衣、携帯品等の状況
- (4) 死亡の推定年月日時
- (5) 死因

(6) その他必要な事項

(医師の立会い)

第5条 検視を行うに当たっては、医師を立ち合わせ、その意見を聴かなければならない。

(検視の記録)

第6条 検視の結果（第4条第1号から第3号までに掲げる事項については、その状況を撮影した写真を含む。）は、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式（平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令）様式第4号の1及び第4号の2による視察表及び同訓令様式第15号による死亡帳に記録するものとする。

2 検視職員が検視を行った場合には、前項の記録には、その理由を含むものとする。

3 被収容者、労役場留置者又は監置場留置者が死亡した場合において、死因が病死であるときは、刑事施設の医師は、その病名、病歴、死因及び死亡の年月日時を死亡帳に記載し、署名するものとする。

(検察官等に対する通報)

第7条 規則第93条第2項（規則第96条及び第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通報は、次に掲げる場合に、刑事施設の所在地を管轄する検察庁の検察官及び警察官たる司法警察員（警察署）に対して行うものとする。次に掲げる場合に該当することが検視を行う前に明らかであるときも、同様とする。

(1) 自殺又はその疑いがある場合

(2) 犯罪による死亡又はその疑いがある場合

(3) その他自殺又は犯罪による死亡の疑いがないと断定できない場合

附 則

この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成18年法務省矯成訓第4949号大臣訓令〕

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。